

【 鳥羽志摩記者クラブ、議会関係メディア、関係各位 】

プレスリリース

平成 26 年 3 月 25 日

鳥 羽 市 議 会

鳥羽市議会（三重県鳥羽市、議長：野村保夫）から次の点についてお知らせいたします。

記

本年 5 月から鳥羽市議会は通年会期になります

お問い合わせ

鳥羽市議会事務局 議事係長 北村

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1

TEL0599-25-1206 / FAX0599-25-1215 / gikai@city.toba.mie.jp

本年5月から鳥羽市議会は通年会期になります

3月24日の本会議で「鳥羽市議会の会期等に関する条例」の新制定と、「鳥羽市議会会議規則」の一部改正を可決し、本年5月から通年会期になることが決まりました。

ここでは、鳥羽市議会の通年会期の概要について、質問回答形式でお知らせいたします。

問 通年会期とはなんですか。いわゆる通年議会とは何が違うのですか。

答 すでに通年で会議を開いている議会は全国にいくつかありますが、その方式は二通り存在します。

○法律上の通年会期：地方自治法に規定されており、定例会・臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年間を会期とし、より弾力的な議会運営を可能にした制度。全国の市議会では、新潟県柏崎市議会、徳島県三好市議会、小松島市議会の3市が採用し、3/17に茨城県常総市議会が可決して本市議会はおそらく5例目。(全国市議会議長会による)

○事実上の通年議会：定例会を年1回招集するものとし、その会期を1年または1年に近い中で議会の議決により決定して運用する方式。県内では、四日市市議会や三重県議会が採用。全国の市議会では、滋賀県大津市議会、大阪府大阪狭山市議会等が採用。

※記者様へお願い 記事にして頂く際は、上記の違いがありますので「通年会期」と記載してください。

問 鳥羽市議会が通年会期を導入する経緯は。

答 鳥羽市議会では、これまで3月・6月・9月・12月に開かれる年4回の定例会と随時開かれる臨時会で審議してきました。平成24年の地方自治法改正により、地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるようになったことから、議会改革推進特別委員会で導入の是非について検討を重ねてきました。

問 通年会期にするメリットはなんですか。

答 いくつかありますが、代表的なものは以下のとおりです。

- ①災害等が起こった場合、速やかに会議を開くなどの対応が可能となります。
- ②審議時間に余裕を持たせることが可能となります。
- ③常任委員会の所管事務調査が更に活用しやすくなります。

問 会議の招集はいつ誰が行うのですか。

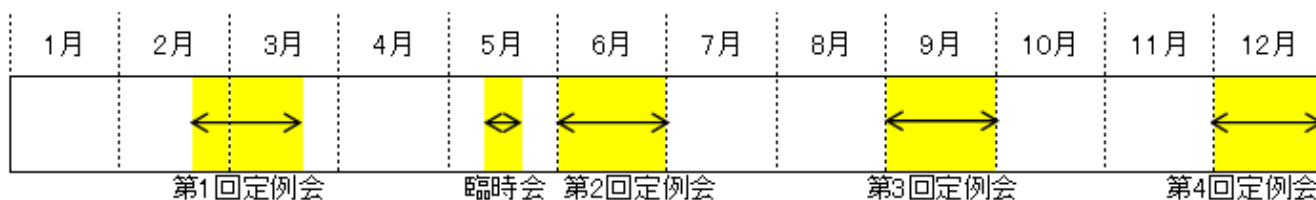
答 改選後30日以内に鳥羽市長が招集し、それ以降の年は自動的に招集されたものとみなします。(ただし、議員在任期間途中から通年会期制を始める場合は初回のみ招集手続きが必要)

問 鳥羽市議会の通年会期はいつから始まるのですか。また、会期はいつまで続くのですか。

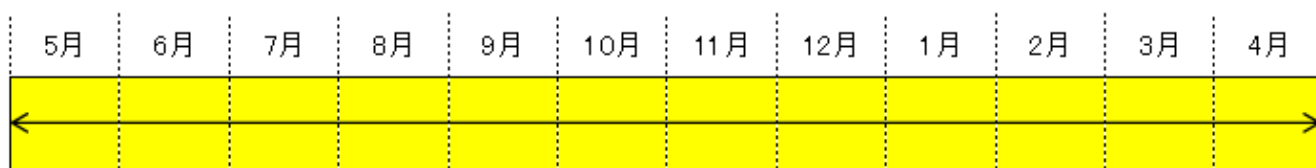
答 毎年5月1日から翌年の4月30日まで(議員の任期開始日と満了日の日付にあわせています)の会期365日間となります。【表1】ただし、議会解散の日や議員が全てなくなった日をもって会期が終了する場合があります。また、一年間毎日会議を開いているわけではなく、これまでのように原則3月・6月・9月・12月に集中的に審議する運営となります。

【表1】

平成26年3月まで 年4回定例会+年数回臨時会 総会期日数95日程度



平成26年5月から 年1回 会期日数365日



問 会期が1年間でいつでも会議を開くことができるようになると、市長や市職員が会議に出席するのは大変ではないですか。

答 市長等の議場への出席義務については、地方自治法で定例会又は議案の審議日に限定されています。また、災害による交通途絶や現地対応、市にとって重要な影響のある公務出張、重い疾病や障害、出産などの正当な理由がある場合、出席義務が解除されます。その他、市長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとされています。

問 地方自治法では、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例会」という。）を定めなければならないとなっているようですが、鳥羽市議会の定例会はいつですか。また、定例会は何をするのですか。

答 条例で定められた定例会は以下のとおりです。ただし、定例会が市の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日となります。

- (1) 5月15日
- (2) 6月12日、13日、14日
- (3) 9月10日、11日、12日
- (4) 12月7日、8日、9日
- (5) 3月5日、6日、7日

なお、5月15日を除く定例会は一般質問を行う会議となります。それ以外の議案審議日は議長の権限で会議を開きます。